

横浜市市街地環境設計制度の一部改正 に関する意見公募について

本市では公開空地の確保等による市街地環境の整備改善に資する建築物の容積率を緩和する許可制度（以下「横浜市市街地環境設計制度」という。）を定めています。

今般、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）が改正され、長期優良住宅の認定を受けた建築物は、建築基準法上の容積率を緩和することが可能となりました。

本市では長期優良住宅の普及を促進するため、長期優良住宅の認定を受けた建築物を、横浜市市街地環境設計制度に位置付け、容積率の緩和を可能とする改正を行います。

つきましては、この改正に関する意見を市民の皆様から募集します。

1 改正の概要

(1) 横浜市市街地環境設計制度第6編第5章に許可基準を新たに追加します。

ア 適用区域及び適用対象

(ア) 適用区域

市街化区域（横浜都心機能誘導地区および工業地域を除く。）

(イ) 適用対象

長期優良住宅法第5条第1項に基づく認定を取得した建築物であること。

イ 必要要件

第3編又は第4編の地域ごとに定める必要要件をすべて満たすもの。

ウ 緩和基準

第6編第2章「マンション建替えにおける容積率及び高さの特例」と同等の基準により緩和します。

※複合建築物の場合及び認定対象外となる住戸を有する場合は、按分計算により緩和容積率を低減します。

(2) その他

上記の改正に伴い、所要の改正を行います。

2 施行予定日

令和4年10月（予定）

3 意見公募要領

■意見公募期間

令和4年7月29日(金)から8月29日(月)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

裏面あり

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。
なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

■その他

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。